令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号。以下「情報通信技術利用法施行規則」という。）第三条第三項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せて」とあるのは、「識別番号及び暗証番号を入力し、」とする。

（出願料の額等）

第八条　（略）

2　出願料は、願書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して品種登録出願をするときは、当該品種登録出願により得られた納付情報により、現金をもって納付するものとする。

（登録料の額等）

第十九条　（略）

2　登録料（法第四十五条第八項の割増登録料を含む。以下同じ。）は、別記様式第十号による品種登録料納付書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して品種登録料納付書を提出するときは、当該品種登録料納付書の提出により得られた納付情報により、現金をもって納付するものとする。

3～7　（略）

8　電子情報処理組織を使用して登録料を納付する場合における情報通信技術利用法施行規則第三条第三項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せて」とあるのは、「識別番号及び暗証番号を入力し、」とする。

（手数料の額）

第二十一条　（略）

2　手数料は、請求書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第五十三条第一項各号の請求をするときは、当該請求により得られた納付情報により、現金をもって納付するものとする。

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
トドマツ	（略）	（略）
アブチロン（イチビ）	（略）	（略）
ギンヨウアカシア	（略）	（略）

（出願料の額等）

第八条　（略）

2　出願料は、願書に収入印紙をちょう付して、納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して品種登録出願をするときは、当該品種登録出願により得られた納付情報により、現金をもって納付するものとする。

（登録料の額等）

第十九条　（略）

2　登録料（法第四十五条第八項の割増登録料を含む。）は、別記様式第十号による品種登録料納付書に収入印紙をちょう付して、納付しなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して品種登録料納付書を提出するときは、当該品種登録料納付書の提出により得られた納付情報により、現金をもって納付するものとする。

3～7　（略）

（新設）

（手数料の額）

第二十一条　（略）

2　手数料は、請求書に収入印紙をちょう付して、納付しなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五十三条第一項各号の請求をするときは、当該請求により得られた納付情報により、現金をもって納付するものとする。

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
ととまつ	（略）	（略）
アブチロン（いちび）	（略）	（略）
ぎんようアカシア	（略）	（略）